

平成11年度

公民館学級講座へのご案内

講座のお問い合わせは
各公民館へ
中央公民館 32-1116
宇津賀公民館 32-1140
向津具公民館 34-1112



婦人学級
(随時)
一般教養・栄養 保険
・各公民館
・川尻漁村センター



成人学級
(随時)
一般教養
健康教室他
・各公民館

保育学級
(随時)
幼児教育のあり方
・町内各保育所



高齢者学級
一般教養・生きがい
・各公民館
・旧立石保育所
・川尻漁村センター
・大浦高齢者
交流センター
・角山老人憩いの家

ギター
ギター一般
・中央公民館
★毎月3回木曜日
19:30~

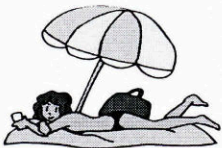


家庭教育学級
家庭教育のあり方
・町内各小学校

特別集中講座
はつらつ息災講座
夏休み交流竹炭づくり
・向津具公民館



生花教室
生花一般
・宇津賀公民館



陶芸
陶芸一般
・中央公民館
★第2,4金曜日
19:30~

押し花教室
押し花一般
・中央公民館
★第2,4土曜日
19:30~



小学生かるた教室
・宇津賀公民館
★第1,2,4水曜日
放課後



戦没者の遺族のみなさんへ 特別弔慰金が支給されます

今回の特別弔慰金は、戦後五十周年にあたって平成七年四月に実施した前回の特別弔慰金(第六回特別弔慰金)の対象とならなかった戦没者等の遺族のうち、平成七年四月以降に公務扶助料、遺族年金等の受給者が失権した遺族が多数にわたることなどにより、このような遺族に対して国が改めて弔慰の意を表すために支給されるものです。

●支給の方法

特別弔慰金は、戦没者一人について、額面二十四万円の国債で支給され、平成十二年から平成十七年までの六年間にわたって毎年四万円ずつ償還されます。

●支給の条件

特別弔慰金を受け取ることができるのは、満州事変(昭和六年九月十八日)以後の戦没者等の遺族の方ですが、平成十一年四月一日現在において公務扶助料、遺族年金等を受け取れない場合に限りられます。

なお、同一の戦没者につき、前回の特別弔慰金の受給権を取得している場合(平成七年

四月一日現在で公務扶助料、遺族年金等を受ける遺族がいなかった場合)には、今回の特別弔慰金の支給の対象にはなりません。

●支給の対象者(優先順位に従った一人)

- ①平成十一年四月一日までに弔慰金(遺族国庫債券)の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者と生計をともにしていた(一)父母(二)孫(三)祖父母(四)兄弟姉妹。(婚姻、養子縁組により平成十一年四月一日において戦没者等の死亡時と氏が変わっている方などは除かれます。)
- ④③以外の(一)父母(二)孫(三)祖父母(四)兄弟姉妹。
- ⑤①から④以外の戦没者の三親等以内の親族(戦没者等の死亡まで引き続いて一年以上生計をともにしていない方に限りません。)

請求期限■平成十四年四月一日(月)まで
請求及び問合せ先■役場福祉課福祉係 ☎32・1111